

令和3年4月6日

県所管域に所在する
指定障害児通所支援事業所 管理者 様
指定障害児入所施設 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課

令和3年度障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について（通知）

本県の障がい福祉施策の推進につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り、深く感謝いたします。

児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の算定にあたっては、「平成24年3月14日厚生労働省告示第122号」等の規定により、加算の算定の区分や、算定するサービス費等を届け出ることになっています。

このため、提出の必要な事業所（下記参照）については、令和3年度の各加算等の算定状況を提出するようお願いいたします。

○ 指定児童発達支援（センター含む）及び指定放課後等デイサービスを行う全事業所（共生型を含む）

- 1 様式第1号
- 2 別紙1 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- 3 別紙17-1、別紙17-2 報酬算定区分に関する届出書
※児童発達支援センター、主たる対象が重症心身障害児の事業所及び共生型サービス事業所は提出不要です。
- 4 別紙21 自己評価結果に関する届出書
※令和2年4月以降に指定を受けた事業所は提出不要です。

○ 3月サービス提供分（4月請求分）から4月サービス提供分（5月請求分）において報酬算定の変更（加算の新規取得や取得内容の変更）がある指定障害児通所支援事業所

※報酬改定に基づき廃止される加算の変更は除く（児童指導員等加配加算Ⅱ、児童指導員等配置加算、看護職員加配加算（主たる対象が重度心身障害児以外の事業所対象分））

上記の様式に加え、以下の書類を添付してください。

- 1 別紙2 人員基準等適合確認シート
- 2 別紙3～別紙22 ※取得する加算要件を確認するための該当様式を添付
- 3 従業者の資格要件を確認できる書類
児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者の要件を確認できる書類
（実務経験証明書、資格証、卒業証明書等）

○ 指定障害児入所施設

- 1 様式第1号
- 2 別紙1 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

○ 3月サービス提供分（4月請求分）から4月サービス提供分（5月請求分）において報酬算定の変更（加算の新規取得や取得内容の変更）がある指定障害児入所施設

- 1 様式第1号
- 2 別紙1 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- 3 別紙2 人員基準等適合確認シート
- 4 別紙3～別紙22 ※取得する加算要件を確認するための該当様式を添付
- 5 従業者の資格要件を確認できる書類
児童指導員、保育士等の要件を確認できる書類（実務経験証明書、資格証、卒業証明書等）

<様式掲載場所>

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→
「6. お知らせ（県内共通）」→「4 令和3年度体制届に関するお知らせ」

<提出期限>

令和3年4月15日（木）必着

<提出先>

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 事業支援グループ

※ 郵送にて提出してください。FAX、メール、では受け付けられません。

来庁による持ち込みはご遠慮ください。

<留意事項>

- 政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）・中核市（横須賀市）に所在する事業所については、提出内容が県所管域とは異なる場合がございますので、ご注意ください。
- 児童発達支援における専門的支援加算について、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を加配する場合も、必要に応じて提出を求める場合があるので、確認できる資料を備えおいてください。

問合せ先

（児童発達支援センター以外の障害児通所支援事業所）

事業支援グループ

電話 045-210-4732（直通）

（児童発達支援センター及び指定障害児入所施設）

福祉施設グループ

電話 045-285-0738（直通）